



お知らせ・募集



くわしくは
浦添市
ホームページへ

税金・保険・年金

マイナポイント設定をお手伝いします

情報政策課

☎内線2163

9月から取得できるマイナポイントの設定支援窓口を開設しています。マイナポイントとは、キャッシュレス(QR決済アプリなど)でチャージまたは買い物をする時国からもらえるポイントのことです。

申し込みに必要なもの
・マイナンバーカード
・マイナンバーカード取得時に設定した4ケタの暗証番号
・ご希望のキャッシュレスサービス(カード、スマートフォン等)
※一部、市役所窓口での申し込みができないサービスもあります。
※詳しくは市ホームページで確認ください。



▲市役所1階に開設された支援窓口

暮らし・環境・福祉

第43回(令和2年度)浦添でだこまつりの中止

市民生活課

☎内線3012

令和2年10月に予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりました。

浦添でだこまつりを楽しみにしていた皆さんには非常に残念なお知らせとなりますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

浦添市重度心身障害者(児)医療費助成

障害がい福祉課

☎内線3565

医療費助成の対象者

市内に住所がある人ただし他市町村から市内施設に入所している人は除く、もしくは本市から他市町村の施設に入所している人で健康保険に加入している人のうち次のいずれかに該当する人
・身体障害者手帳1級・2級
・療育手帳A1・A2
一定の所得制限あり

①自動償還払い

▼助成金の受給方法

県内の協力医療機関で受給資格者証を提示して受診した医療費は、市役所窓口での申請は不要です。

②市役所窓口での申請

領収書は診療翌月から1年以内のものが有効です。自動償還に対応していない医療機関で受診した場合や、入院時の居住費、訪問看護、はり・きゅう・あんま・整骨院を利用した場合等は、市役所窓口での申請が必要です。

▼受給資格者証の更新

現在、受給中の皆さんには、新しい受給資格者証(そらいろ)を郵送しています。まだ届いていない人はご連絡ください。

第56回沖縄県身体障害者スポーツ大会

障害がい福祉課

☎内線3564

浦添市身体障害がい者福祉協会

☎(876)7595

沖縄県身体障害者スポーツ大会は、障がいを持つ人の体力の維持・増強や社会参加促進のため毎年開催しています。

8月15日(土)、アーチェリー競技を皮切りに、フライングディスク競技・卓球・水泳競技・陸上競技が行われます。各日程は市ホームページに掲載しています。念願の優勝を目指して頑張ります。皆さんの応援をよろしく願います。

開閉会式・陸上競技開催日

10月3日(土)午前9時〜午後4時頃

場所 沖縄県総合運動公園陸上競技場

大会前に、選手達を激励するため、結団式を行います。どなたでも参加できます。

▼選手団結団式(予定)
日時 9月29日(火)午後7時から

場所 市役所議会議場 102会議室

※新型コロナウイルスの影響による大会に係る予定の変更等は、市ホームページでお知らせしますので、ご確認をお願いします。

介護予防教室参加者募集

いきいき高齢支援課

☎内線3531〜3534

9月から介護予防教室を開催します。教室により、開催日

時や場所が異なりますので、詳しくは問い合わせください。

対象 市内在住の65歳以上の人で、介護認定を受けていない人、初めての人を優先。

申込方法 いきいき高齢支援課へ電話で予約後、窓口で申込書を記入。

その他 各教室定員に達し次第受付終了します。また、教室参加の前に実施するオリエンテーションに参加してください。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、教室の開催期間等が変更となる場合があります。

【生きいき貯筋くらぶ(筋トレ)】
期間 週2回の2か月間
費用 1か月につき1600円

場所 ○ワールドウィング沖繩

○メデイカルジムVIVID

【いまいゆくらぶ(水中運動)】

期間 週2回の2か月間
費用 1か月につき1600円

特別定額給付金の申請はお済みですか?

新型コロナウイルス感染症に関連した緊急経済対策として「特別定額給付金事業(国民1人につき10万円給付)」が実施されています。手続きがまだお済みでない人はお早めに申請してください。

重要 浦添市の申請期限は
令和2年**8月20日(木)**です。

※郵送申請の場合、当日消印有効。

! 期限を過ぎると受け付け
できません。ご注意ください。

申請書が手元に届いていない等ありましたら、下記まで問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策室
【問い合わせ】 ☎(876)1299(直通)

場所

○JSS浦添スイミングスクール

○ANAまじゅんらんど浦添

新型コロナウイルス感染症の影響による、介護保険料の納付の猶予・減免

いきいき高齢支援課

☎内線3581〜3583

第1号被保険者(65歳以上の人)で、新型コロナウイルス感染症の影響などにより収入が減少したことによって、介護保険料の納付が困難な場合は介護保険料の納付の猶予、または減免を受けられる場合があります。詳しくは、問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県後期高齢者医療広域連合傷病手当金の支給申請

国民健康保険課 長寿いきいき係

☎内線3712、3727

支給対象者

①浦添市民で、後期高齢者医療被保険者

②新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり感染が疑われた場合で、仕事ができなかった人(給与の支払いを受けている人に限る)

③仕事ができない期間に対する給与の支払いを受けられない人

支給対象期間

令和2年「緑の募金運動」は市民の皆さんのご理解ご協力のもとに実施され、118万8113円の募金が集まりました。ありがとうございました。

この募金は、公益社団法人沖縄県緑化推進委員会が取りまとめられ、さらに緑化の国際協力等の事業を推進するために活用されます。今後とも、緑の募金運動へのご理解ご協力をお願いします。

令和2年「緑の募金」の報告とお礼

美らまち推進課

☎内線4063

令和2年1月1日から9月30日の間で療養のため、労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで)

就労ができなくなった日から起算して4日目以降就労ができなくなる期間

支給額 (直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数)× $\frac{2}{3}$ ×日数(就労に服することができない期間-3日間)

適用期間

令和2年1月1日から9月30日の間で療養のため、労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで)

支給額 (直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数)× $\frac{2}{3}$ ×日数(就労に服することができない期間-3日間)

適用期間

令和2年1月1日から9月30日の間で療養のため、労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで)



戦没者等のご遺族の皆さまへ 第11回 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金が支給されます

請求期間: 令和2年4月1日~令和5年3月31日

※お急ぎでない場合は、現在の新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着いてからの手続きをご確認ください。



支給対象の要件

- ①先の大戦において公務等のため、国に殉じた軍人・軍属・準軍属のご遺族であること(戦没者等の死亡後に生まれた人は該当しません)。 ※戦没者等の子については、死亡当時の胎児も支給対象となります。
- ②令和2年4月1日において、その戦没者に対する公務扶助料や遺族年金等を受ける人がいないこと。

上記①と②に該当するご遺族の中から代表者1人が手続きできます(代表者は必ず手続き前にほかの遺族の同意を得ること)。

郵送での請求

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送での手続きを行っています。

前回浦添市で請求を行った人につきましては、案内通知を6月下旬に発送しています。案内通知をご確認の上、請求手続きを行ってください。

【問い合わせ】 浦添市役所 福祉総務課(担当: 平良、新城、松田)
☎(876)1234(内線 7764、7765)



▲お気軽にご相談ください。